

令和5年9月7日9月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	15番 黒 木 靖 治	16番 藤 井 憲一郎
17番 弓 掛 元	18番 保 実 治	20番 竹 原 孝 剛
21番 齊 木 亨	22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和
24番 小 田 伸 次		

2 欠席議員は次のとおりである（2名）

14番 鈴 木 深由希	19番 大 森 俊 和
-------------	-------------

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 細 美 健	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域振興部長 矢 野 美由紀
市民部長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 立 花 周 治
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 加 藤 伸 司
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教 育 長 迫 田 隆 範	教 育 次 長 宮 脇 有 子
君田支所長 影 山 敬 二	布野支所長 才 田 申 士
作木支所長 坂 田 保 彦	吉舎支所長 畑 中 幸 治
三良坂支所長 明 賀 克 博	三和支所長 細 美 寿 彦
甲奴支所長 秋 山 和 宏	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 濱 口 勉

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 児 玉 隆	次 長 石 田 和 也
議 事 係 長 原 仁 彦	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一般質問 中原秀樹 黒木靖治

令和5年9月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（令和5年9月7日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 中 原 秀 樹……………273 黒 木 靖 治……………284


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前 9時30分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は一般質問の4日目を行います。

ただいまの出席議員数は22人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、藤岡議員及び横光議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。本日の会議の欠席者として、大森議員から一身上の都合により欠席する旨、届出がありました。次に、鈴木議員から遅参する旨、届出がありました。以上で報告を終わります。

また、暑いと思われる方は適宜上着をお取りください。

ここで、昨日の宍戸議員の一般質問について、桑田総務部長から発言したい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 桑田総務部長。

〔総務部長 桑田秀剛君 登壇〕

○総務部長（桑田秀剛君） 昨日、宍戸議員から、君田トエンティワンに関する経営健全化方針を総務省通知にのっとって策定していないのはなぜかとの御質問を頂き、答弁が不足しておりましたので、追加で説明させていただきます。

平成30年2月20日付で総務省から「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」という通知が出され、この内容は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクターについては、経営健全化のための方針を策定し、公表することが要請されておるものでございます。

策定対象となります第三セクターについては、債務超過法人などが規定されておまして、君田トエンティワンについては、貸借対照表の純資産の部が令和3年度決算までは黒字であり、対象法人となっておりませんでしたので、経営健全化方針の策定対象外となっておるものでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（山村恵美子君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

〔6番 中原秀樹君 登壇〕

○6番（中原秀樹君） 皆さん、おはようございます。会派公明党の中原秀樹でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は大項目2つについて質問させていただきます。まず1つ目には、中山間地域における市道の管理体制についてお聞きします。そして、2つ目には、安全運転の推進について質問をさせていただきます。市民の声を行政に伝えられるように心がけてまいります。執行部の皆様も前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、大項目1つ目の市道の管理体制について質問に入ります。

ふだん皆さんが何気なく目にしております水路の側溝でございますが、道路の維持管理には大きな役割を持っております。しかし、近年の局地的な大雨の際には、設計以上の雨が降ってくることも影響していると思っておりますが、水路があふれて道路が川のような光景を見ることもよくあります。その要因としまして、水路の中に堆積をした落ち葉や土砂が原因とも考えられます。今回はその堆積土に着目をして、本市が抱えている課題と解決策の突破口を切り開くつもりで質問を始めさせていただきます。

本来、市道であれば市が管理していくものと考えておりますが、限られた年間の予算の中では、全ての市道を維持管理することは本当に難しいことであると考えます。これまでも同僚議員が水路の堆積土に対して問題を提起してこられた経緯もございますが、なかなか解決の糸口は見えていない状況と感じています。

本市の水路側溝の管理については、市内の住宅密集地と、また中山間地域では取り組み方が若干違う部分があるとも感じています。市内においては隣接した水路を年間1回か2回ぐらいのペースで清掃作業し、地域の美化に御尽力いただいていると伺っております。しかし、中山間地域では、生活道路の延長も長く、清掃活動に参加してくれる人員が少ない、みんなで集まってできる作業としては草刈り作業が精いっぱいというような声を聞くこともあります。水路の清掃作業においては、行政をお願いをしていることが多いと認識しておりますが、最初の質問に入ります。

道路のり面など、支障木の成長に伴い、年々落ち葉も増えている上に、イノシシや鹿による落石や堆積土の掘り起こしなど、年々被害がひどくなっていると感じております。市道の管理に対しての市民からの要望など、また現状についてお伺いをします。

(建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤建設部長。

[建設部長 加藤伸司君 登壇]

○建設部長(加藤伸司君) 道路のり面などの樹木の成長に伴い、道路にはみ出す枝などの支障木や落ち葉による側溝閉塞、イノシシや鹿などの鳥獣による落石や路肩、のり面の掘り起こしなどの被害は、議員おっしゃいましたように、年々増加している傾向にあると考えております。それに伴い、支障木の伐採や水路清掃、落石等の道路清掃に関する市民からの御要望というのは増加している傾向にあると感じております。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番（中原秀樹君） 今の答弁を聞かせていただくと、私が思っていたようにのり面、また側溝の清掃の課題、いろいろと市民からの要望があるようにお伺いしましたけども、その作業内容、いろいろありましたけども、どのような対応をしているのか、改めて質問させていただきたいと思います。

（建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 加藤部長。

〔建設部長 加藤伸司君 登壇〕

○建設部長（加藤伸司君） 路面保全業務におきましては、アスファルトやコンクリート二次製品を必要とする修繕や重機を必要とする作業、交通量が多い箇所での作業などにつきましては、地域ごとに委託をしております業者に業務をお願いしているところでございます。また、軽微な支障木の伐採や倒木処理、側溝清掃、除草などの危険が伴わない作業で対応可能なものにつきましては、土木課職員での直営作業で対応しているところでございます。

（6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

〔6番 中原秀樹君 登壇〕

○6番（中原秀樹君） ありがとうございます。自分が子供の頃ですけども、秋になると、農家の方々だと思いますが、落ち葉を軽トラに積んで持って帰る光景をよく目にしたところですけども、今はそういった人を見受ける現状はほとんどございませぬ。落ち葉を熟成させて堆肥に活用されれば、水路もきれいになるし、畑にもいいしといったことを考えたこともありますが、農業が衰退している今日では、なかなか現実味がない話かもしれません。

また、重機を持っている人がボランティアで水路の掃除をしてくれている地域もございませぬ。それもごく一部でございませぬし、それが地域で手に負えない規模の堆積土ということになりますと、先ほどの御答弁のように委託業者にやっただいていただいている状況でございませぬ。

それでは、次の質問に入らせていただきます。本市の事業にある小規模市道・県道整備事業に関して、市道の路面保全業務があった場合にどのような対応をしているのか、また、その作業規模、作業内容をお伺いします。

（建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 加藤部長。

〔建設部長 加藤伸司君 登壇〕

○建設部長（加藤伸司君） 先ほどとちょっと重複するような答弁になりますけども、基本的には地域ごとに委託している業者に業務をお願いしております。あと、作業内容について、対応可能なものについては土木課職員のほうで伐採であったり、倒木処理であったり、側溝清掃であったりといった作業を直営作業として対応しているところでございませぬ。

（6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

〔6番 中原秀樹君 登壇〕

○6番（中原秀樹君） 説明ありがとうございました。土木作業ののり面保全、先ほど、職員の方で対応できるところはしていくというふうにありましたけども、この路面作業、チェーンソーを使ったり、いろいろと職員の方にも専門的な作業があると思いますけども、その職員の有無、また人員体制を伺いたいと思います。あわせて、そういう人員確保を必要と考えるなら、どういった対策を検討されているのかお伺いします。

（建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 加藤部長。

〔建設部長 加藤伸司君 登壇〕

○建設部長（加藤伸司君） 支障木の伐採や除草などの作業につきましては、チェーンソーや刈払機、草刈り機を取り扱うことから、職員については労働安全衛生特別教育を受け対応しております。また、支障木伐採や道路補修等の維持管理作業を担う専門的な職員は2名を配置しております。専門的な職員の人材確保は必要であると認識しておりまして、現体制を堅持していきたいというふうに考えております。

（6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

〔6番 中原秀樹君 登壇〕

○6番（中原秀樹君） 委託業者にお願いすると、かなり単価も高くなるんじゃないかなというのは思います。直営でやるとすぐできることであっても、仕事量がまた業者よりも少なくなる現状がある中で、やっぱりちょこちょこ軽トラで出勤されておる姿を見ると、スコップと、またくわと人力作業をこれからしていくというような姿を見ると、大変にしんどい作業だなというのが現実で感じるんですけども、私が少し提案といいますか、お考えを少し聞いていただけたらと思うんですが、場所によっては落ち葉だけではなくて倒木や石、岩砕が詰まっているところが水路側溝にはあると思うんです。2トンクラスのバックホー、先ほど業者は重機を使うと言われていましたけども、直営の方が重機を使って作業することによって体力、体の負担も少なくなって、作業の能率が上がってくると思うわけです。資格の有無、先ほどいろいろ講習を受けるということもありましたので、資格、免許については市のほうで受けていけば可能だと考えておりますので、この重機、2トンではリースをすると1万円ぐらいの単価で借りることができますし、なかなか熟練された方がいないというのは問題ですけども、そういう方も募集をすれば、重機や免許を持っている人もいると思いますので、路面保全の委託の予算の上限を考えると、できる限り直営で取り組めることは取り組むお考えを先ほど聞きましたので、重機を使った作業を検討していただきたいと思う考えがあるんですけども、御答弁をお願いいたします。

（建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 加藤部長。

〔建設部長 加藤伸司君 登壇〕

○建設部長（加藤伸司君） いろいろと御意見を頂きましたけども、直営の作業において重機を扱

うといったことは、そういった資格等、免許とかいろいろあろうかと思います。そういった方を対象にして募集するという方法も当然考えることはできますが、現在2名の体制の中で対応しておりますので、今後の課題ということで整理させていただければと思います。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) 2名の体制の方が未永く元気でやっていただけることがなかなか難しいと考えていたので、これからの重機の提案を出したわけですけども。

じゃ、次の質問に入りたいと思います。地域、自治体、団体等、道路保全作業においてお聞きしますが、2人以上の団体の作業を申請することで認識していますけども、近年では、高齢化も影響し、地元地域の草刈りですら人員が減っている状況で、思うように人が集まらなると市民の方からよくお声を聞きます。

小規模市道整備事業では、過去の予算シートを見ますと6,000万円の予算措置ということが書いてありました。その中には、作業報酬として、側溝清掃については作業員が1日500円、一輪車で200円、軽トラ1日2,100円、草刈り作業においては1平米20円と積算がされておりました。この報償費の支給基準の変更、近年の燃料高騰に対して、いろいろと見直しを考えられるときに来ていると思いますが、お考えを伺います。

(建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤部長。

[建設部長 加藤伸司君 登壇]

○建設部長(加藤伸司君) 市道の除草作業におきましては、地域の皆様には御協力を日頃からいただいております。感謝を申し上げるところでございます。道路除草報償費の単価見直しにつきましては、市民などから多くの御意見、御要望を頂いております。道路維持管理におきましても課題であるということは認識をしております。限られた財源の中で対応をしている状況でもありますし、現時点におきましては、単価の見直しは難しいものと考えております。しかしながら、先ほど議員言われたように、近年の燃料費の高騰や地域の人材不足など、今後ますます厳しくなるというふうには考えております。地域の皆様の御理解と御協力をお願いして、引き続いて対応していきたいというふうに考えております。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) 自分たちが住んでいるまちは自分たちできれいに管理していくというのは、多分、皆さん心がけておられると思うんですけども、現状、人が集まらない、作業によっては参加できないというようなことが多くありますので、お金を上げたから人が増えるのかというわけでもありませんし、いろいろと考えていけない時期に来ていると思いますので、幅広い角度で、先ほど自分の提案したことは方向性が間違っているかもしれませんけ

ども、人件費がかかる、また人力で難しいところにおいては機械、そういうことも考えていく時期にあると思っておりますので、しっかりこれからも、また自分もいい提案があれば提案をしていきたいなと思います。

次の質問に入りますけれども、ジモティーアプリのことについて質問しようと思います。

一昨日の同僚議員の質問の中で、自分も聞かせていただこうと思っていたこと、また、マッチングの人数等、現在1人というふうにお答えがあったように理解しております。また、検証結果についても、なかなか願ひする人とやってあげようという人とをマッチングできない理由について、交通費、また報償費の設定では賄えない、そういう御答弁がありましたので、私としましては、小規模市道整備事業、先ほどの支払われる報酬よりも、聞いた話では単価が高いのにもかかわらずなかなか、草刈り作業は水路側溝よりも比較的財源を取りやすい事業だと思いますけれども、路面保全のジモティーアプリにマッチングができないものか考えておりました。しかし、なかなか難しいという答弁がありましたので、難しいとは思いますが、路面保全の作業について、このジモティーアプリを生かしていくことは考えられないのかお伺いをします。

(建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤部長。

[建設部長 加藤伸司君 登壇]

○建設部長(加藤伸司君) ジモティーのマッチングアプリを活用した方法として、昨日も答弁させていただきましたけど、草刈り作業において実証実験として募集をかけたところ、1名のみの参加という結果になっております。いろんな仕組みとしては、1つの手法ではあると思いません。草刈り以外の路面保全、例えば清掃業務、水路の落ち葉を取ったりとか、泥上げとか、そういった作業内容についてもマッチングアプリを活用することは可能であるというふうに思います。しかしながら、募集する人に対して、作業請け手の側が報酬であったりいろんな条件を入れることがありますので、そこら辺が、双方がマッチすればそういった成立、マッチングするということはあるかと思いますが、手法としては、作業内容についてはいろいろとやっていただきたいといったことは可能であるというふうには考えます。

現在のところ、地域のほうからそういった草刈りとかいろんな軽作業について、高齢化であり、人手がないといった相談はよくお聞きをしますけれども、マッチングアプリ活用そのものの相談は今のところございません。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) それでは、大項目1番目の最後の質問になりますけれども、今から質問する内容については、三次市が合併する以前の話であります。私が前から気になっていたところでありまして、実は過去に何度か支所のほうにも相談に行ったことのある案件でございます。

とある山あいの市道の水路側溝に、田んぼへの用水管と思われる直径10センチぐらいのポリ

エチレン管が30センチ四方の水路の中に埋設施工してあるということでございます。この市道部分の延長は600メートルぐらいあるんですけども、途中、水路の山側においては少し広がったところもありますが、この水路設計断面が上流から流れてくるものよりも小さくなっていくというのが、この水路側溝の能力が発揮できない原因ではないかというふうに常日頃感じておりまして、この場を借りて、施工がこれでよいのか、そういう考え方があってこうされているのかをお伺いさせていただきます。

(建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤部長。

[建設部長 加藤伸司君 登壇]

○建設部長(加藤伸司君) 一般的な話で答弁させていただきますけども、道路側溝内に、例えば用水管などを設置するという事は、水路そのものの排水断面を阻害するというおそれがあると考えておりますので、問題があるというふうには考えます。ただし、道路管理者との協議において、側溝内への通水に必要な断面に余裕があると判断される場合におきましては、側溝内へ設置するという事とも考えることもあろうかと思えます。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) この場所は少しカーブになっておりまして、ポリエチレン管に詰まった水については道路を流れたりというようなことも、雨が多いときにはあるんですけども、ポリエチレン管については田んぼの用水として必要とされておる経緯もいろいろ調べていく中で分かりましたので、この水路内に施工した方法には大きな問題があると考えます。

本来であれば、道路を掘削したところに管を布設するのが一般的であって、今回の場所は、水路側溝内にポリエチレン管が固定してあって、とても仮設とは考えにくい状況でありました。道路維持の委託業者にも聞いたことがありますが、側溝の清掃が、通常であると機械で作業できる、先ほども答弁ありましたけども。ところが、ポリエチレン管が布設してあることによって人力作業になって、側溝清掃には何倍もの時間がかかるという話を聞いております。このポリエチレン管が布設してあることで堆積土がたまりやすいのは事実であり、雨が降ったときには、道路にはカントがついておって、水路反対側の路肩に浸食していることも大きな問題と考えております。かなりの年月がたっていることをこのまま放っておいてもいいものなのか、市のお考えをお伺いします。

(建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤部長。

[建設部長 加藤伸司君 登壇]

○建設部長(加藤伸司君) そういった箇所があれば、また状況のほうも確認をさせていただき、今後の対応についてはいろいろと検討させていただきたいと思っておりますので、まずはちょっと現場のほうも確認させていただければというふうに思います。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) 当時の設計の経緯などは全く僕には分かりませんので、ただやってあることにおいて、これでいいのかなという疑問から今日、質問させていただきました。現状に目を向けて、これからしっかり解決策を考えていただけたらと思いますので、次の大項目2つ目の安全運転の推進についての質問に移らせていただきます。

道路交通法施行規則第9条の8の中には、1拠点当たり乗車定員10名以下の自動車5台以上、または乗車定員11名以上の自動車1台以上を保有する場合は、安全運転管理者1名の選任が必要だと書かれております。また、同じくこの規則の第9条の10にも、安全運転管理者の業務ということで、抜粋して話しますけども、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対して、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行っていく。その記録を1年保存し並びに検知器を常時有効に保持すること、また運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離、その他自動車の運転の状況を把握するため、必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること。三次市においても公用車が多く所持をされていることを考えると、当然、安全運転管理者を選任しておられると思います。

それでは、最初の質問に入ります。三次市では、公用車の運転業務に伴い、安全運転管理者等の設置はしておられるのかお伺いをいたします。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田総務部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長(桑田秀剛君) 先ほど議員御説明いただきましたとおり、安全運転管理者は、乗車定員11人以上の自動車は1台以上、その他の自動車を5台以上使用している事業所におきまして、選任が必須となっております。また、使用する自動車の台数が20台以上になった場合、20台以上40台未満は1人、以降20台ごとに1人ずつ安全運転副管理者の選任が必要となっております。本市におきましては、この台数に応じまして安全運転管理者を本庁、各支所及び環境クリーンセンターにそれぞれ1人、副管理者を本庁に3人配置しております。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) 三次市庁用自動車管理規則というものを見させていただいて、目的、定義、安全運転管理者等の設置が書かれております。他市町の安全運転管理者規則、いろいろと検索して見るのに、勤務時間が不規則な病院等にも設置をしてあることがありますけれども、独自で、先ほどは市立三次中央病院の名前がなかったんですが、中央病院のほうに管理者を置くお考えがあったのか、これから管理規則を設ける予定があるのかお伺いをします。

(市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡市民病院部事務部長。

[市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇]

○市民病院部事務部長(片岡光子君) 市立三次中央病院におきましても公用車を5台以上配置しておりますので、安全運転管理者を1名選任しております。また、安全運転管理規則につきましては、三次市庁用自動車管理規則にのっとり管理を行っておりますので、病院独自で定めはおりません。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) これからもないのかなと思うんですけど、庁用自動車管理規則のほうで管理をされているということで、三次市の中でも取り組んでおられるかもしれませんが、やっぱり安全運転管理者のする業務について、職員の皆さんが分かっている、どういう作業をされて、どういう意図でそういうことをされているのかということがしっかり分かりやすく提示されているのかなというのがちょっと気になりましたので、他市町では、安全運転管理者の基本的な業務の指導や実際行われている実施の例、またアドバイスやヒヤリハットの事例など、細かく誰にでも分かりやすい資料を作成しているとともに、運転者の適性等及び法令厳守状況の把握に、日々運転業務を安全管理している事例がございますけども、本市において、三次市で今後こういうことをされていくか、また、今されている状況があればお話を伺いたいと思います。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長(桑田秀剛君) 本市において、庁用自動車管理規則におきましては、先ほどの安全運転管理者の設置以外に安全運転管理者の事務、それから運転者の遵守事項、運転日誌、事故等の報告について定めて、適正な管理運用を図っておるところでございます。そのほか、交通事故を防止に対する通知でありますとか職員の安全運転の研修会、そういったことも安全運転管理者の下でしておりますが、先ほどおっしゃいましたような他市の事例も参考にしながら、引き続き安全運転管理者の業務を精査し、職員に徹底できるように努めてまいります。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) それでは、中項目2つ目の道路交通法改正についての質問のほうに入りたいわけですけども、2021年6月28日に、千葉県で下校中の児童5人が飲酒運転のトラックにはねられて死傷したという事故が発生して、この事故を受けて、同じ年の8月4日に安全運転確保の飲酒運転根絶の緊急対策、安全運転管理者の確実な選任や乗車前後のアルコールチェック

等が追加をされたというふうに資料で読ませていただきました。道路交通法規則の一部を改正し、これまでは運送業など緑ナンバーの車を使用している事業者に義務づけられていたアルコールチェック、社用車、営業車など、規定台数以上の自家用車を保持している白ナンバー事業者にも対象拡大をされたことと聞いています。

国土交通省では、これまで飲酒運転根絶に向けた取組を行ってききましたけども、この事件を受けて、罰則化を進め、対象外だった白ナンバーの車両にアルコールチェックが義務づけられた経緯があります。当然、アルコールチェックをされておるといふふうに聞き取りのときにもお話を伺いましたので、まだまだ減らない飲酒運転に対して道路規則が改正をされる中、市としてどのように認識をされているのか、また、どのように準備をされているのか、あればお伺いします。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 桑田部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長(桑田秀剛君) 令和3年道路交通法施行規則の一部改正によりまして、これまでの安全運転管理業務に加えて、先ほどのアルコール検知器を用いた酒気帯び運転の有無の確認等の義務づけが新たに設けられたところでございます。これらの改正は、交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に向けた必要な改正であると認識しております。本市におきましては、令和4年4月からアルコール検知器をそれぞれ整備するとともに、運転前後の記録を記載できるよう運転日誌の様式も改正し、本規則の改正に対応しております。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) つい先日のことですが、9月5日に山梨県の甲府のほうで、飲酒をして、その状態で自宅前で事故を起こした。これは甲府市の会計年度任用職員の事故でありますけども、甲府市では、7月にも酒気帯び運転をして20代の男性が摘発されたばかりで、2か月後にこういう事実があって、市長が会見で皆様にまた謝罪をされておることを読ませていただきましたけども、全国的には減らずに増えている飲酒運転の状況で、安全運転管理者、また公用車に乗る前、乗った後、アルコールチェックを実施していると先ほど部長のほうから御答弁ありましたけど、この記録を保存することが目的ではなくて、本当に飲酒運転を撲滅することが本来の目的であると自分は考えます。

当然、皆様が昼食中に飲むわけではないので、飲酒運転の啓発をするのに大事な朝一番、最初に皆様にアルコールが残っていないかどうかというのが一番大切なチェックになると思いますが、いろいろと調べても、アルコールチェックをして、アルコールの検査に引っかかった後にどういった対応をしているというのは、なかなかの事例もちょっと見えてこない部分がありました。朝のアルコールチェックは、乗ることのない限り、朝にするかどうか分かりませんし、前日にアルコールを飲んでくる量を抑えるのは個人のモラルの問題であると思いますので、

一人一人の心がけに期待をするんですけども、アルコールをチェックする中で、次の質問に入りたいと思います。

運転者の運転前後の酒気帯び有無をアルコール検知器で確認して、その結果を記録したものを1年間管理する義務にあると認識しておりますけども、先ほどの答弁でもありました。市民に対してしっかり、先ほど言いましたように、アルコールをチェックして、いろいろと出た結果についてもどういうふうに管理をされているのか分かりやすく、事例があればお伺いをしたいと思います。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長(桑田秀剛君) 先ほども答弁いたしましたけれども、本市ではアルコール検知器を整備しまして、安全運転管理者または所属長において公用車の運転前後にチェックをいたしまして、その記録を運転日誌へ記録して、1年以上保存することとしております。

実際、アルコール検知器で飲酒が反応しますと、大変大きな音が鳴るような検知器でございまして、それは周りの職員、全員気づくことになろうかと思えます。また、職員に対しましては、例えば年末年始でありますとか交通安全週間、そういった時期を捉えていろいろな形で周知しておりますし、アルコールに対する、先ほどの年末年始でありますればアルコールの摂取機会が多い時期となっておりますので、こういったときには職員全員に周知するとともに、上司からも職員に、先ほどおっしゃいましたような前日のアルコールが残ることもある、そういった前提で、朝礼などを使って話をすることはございます。いずれにしましても、飲酒運転撲滅に向けては職員一丸となって取り組んでまいりたいと思えます。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) 再びちょっと聞きたいんですけども、要するに、アルコールチェックをして大きな音が出るというのは聞いたんですけども、僕が聞きたいのはアルコールチェックに引っかけた後、当然、車で来ておる方はもう車でも帰れませんし、その後、業務に携わるわけにもいきませんし、アルコールチェックで引っかけた場合の対処法といいますか、どのようにされておるか。今まで事例がないのであれば、こういうふうにしていきますというルールはあるはずなんですけども、そこをもう一回お伺いしたいと思います。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長(桑田秀剛君) 現在のところ、アルコールチェックで引っかけたという報告は私のところでは受けておりませんが、対処法といたしましては、先ほどおっしゃいましたように、飲酒が確認されることになりましたら、その後、勤務はさせない、当然車には乗らせな

いということになるかと思えます。対処法につきまして詳細に定めておるものが現在ございませんので、今のところはそのような報告はありませんけれども、他市の事例なども参考にしながら、対処法を今後定めてまいりたいと思っております。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) 対処法が一番大切だと思いますので、いろいろルールをつくることは比較のみやすいと思うんですけども、それを守って、本来の目的を達成するために考えていただきたいと思えます。

飲酒運転云々かんぬんと偉そうに言いましたけども、20代後半まで、僕も地域の方からかなり厳しい御指導を受けるぐらいたくさん飲んでいた時期もありますので、自分が飲まないから言っているわけではございませんし、しっかり無事故で安全な地域にしていきたいという思いを込めて一般質問をさせていただきました。

これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長(山村恵美子君) この際、議場内の換気作業のため休憩いたします。再開は10時25分いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時13分——

——再開 午前10時25分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(山村恵美子君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 皆さん、おはようございます。会派公明党の黒木靖治でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従って一般質問をさせていただきたいと思えます。今回は大項目4項目質問をさせていただくようにしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず最初、大項目1の小・中学校エアコン整備についてお伺いいたします。

9月になりましたが、毎日35度前後の酷暑が続いていて、天気予報によると、9月下旬までこの気温が続くと予想されております。子供を熱中症から守るため、公立小・中学校の普通教室へのエアコン整備が進み、文部科学省の資料によると、2022年9月で設置率は普通教室で95.7%、特別教室で61.4%、体育館で11.9%になっています。

そこで、中項目(1)の特別教室及び体育館への設置についてお伺いいたします。

小項目アの現段階での設置数をお聞きしたいと思えます。三次市においては、小・中学校の

普通教室のエアコン設置においては設置率100%となっておりますが、特別教室及び体育館の設置数はどのようになっているのかお伺いいたします。

(教育次長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇教育次長。

[教育次長 宮脇有子君 登壇]

○教育次長(宮脇有子君) 令和4年9月1日現在における空調機の設置について、市内小・中学校の特別教室339室のうち、設置済みの教室は209室で、設置率は61.7%です。また、体育館については30施設で、設置済みの施設は3施設で、設置率は10%です。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) ありがとうございます。それでは、今の数字、言っていただきましたが、小項目2の設置計画についてお伺いいたします。

今、三次市の設置状況を言っていただきましたが、全国の自治体のエアコン設置が進まない背景には、多額の財政負担などがあると見られております。災害時に住民の指定避難所になっている体育館は、総務省の緊急防災・減災事業債があり、自治体が活用できる事業債で、返済金の70%は国からの地方交付税が措置され、自治体の実質的な負担は30%で済むようになっております。また、指定避難所になっていない体育館へのエアコン設置に対しましては、文部科学省も補助制度を設けていて、設置加速へ、小・中学校体育館へのエアコン新設費用を2022年度から、従来の3分の1だった国庫補助率を2分の1に引上げを行っております。補助対象となる費用には、エアコン設置に加え、屋根や床、壁などへの断熱工事の費用も含まれます。体育館へのエアコン整備においては、断熱性が低く、光熱費用負担が大きくなっており、断熱工事によりその低減が期待されております。2分の1補助率は2025年度まで続く予定になっております。

また、東広島市では、地域の脱炭素化を支援する環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を体育館へのエアコン導入に活用されております。同交付金では、従来の空調機器から30%以上の二酸化炭素の削減効果が得られるエアコンを対象に、設置費用の2分の1が補助になります。この交付金の活用は、学習環境の改善とともに、温室効果ガスの削減にもつながり、一石二鳥になると思います。特別教室のエアコン設置は従来どおり3分の1の補助です。

三次市において、総務省の緊急防災・減災事業債、また、文部科学省の補助制度、環境省の地域脱炭素移行・再エネ交付金を活用した設置計画をしておられないのか、しておられない場合はエアコンの設置を今後どのように進めていかれるのか、お考えをお伺いいたします。

(教育次長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇次長。

[教育次長 宮脇有子君 登壇]

○教育次長(宮脇有子君) 特別教室の空調機につきましては、これまで文部科学省の学校環境改

善交付金や新型コロナウイルス感染症対応支援事業による学校保健特別対策事業費補助金を活用して、順次設置を行ってきたところでございます。今後も各学校の必要性に応じ、国の各種交付金を活用して空調機の設置を行うとともに、小中学校老朽化対策事業と併せて整備を行っていく予定でございます。また、体育館への空調機の設置については、災害発生時に避難所としての利用もあることから、改修時に併せて整備することを検討していきたいと考えております。

御紹介いただきました補助金等でございますけれども、それぞれ採択のための細かな要件がございます。また、他の事業との調整もございますので、活用できるより有利な財源を検討してまいりたいと考えております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 検討していくっておっしゃっていただきましたが、子供がこのような最近の高温の中で安心・安全が保障され、児童生徒にとって充実した教育活動となるように環境整備を行いますと三次市教育大綱の中にうたっておられます。また、子供は未来の宝とよく言われます。三次市子どもの未来応援宣言には、「子どもたちの未来は地域の未来です」とあります。財政状況が厳しい中で、選択と集中ということをよくおっしゃいますが、地球温暖化の影響で近年の夏場の高温が続いている中で、教育環境の整備は、子供の未来のために最優先すべきだと思いますので、積極的にいろいろ有利な財源を使っていただいて整備をしていただきたいとお願いいたしまして、次の大項目2の小学校児童の登下校時の暑さ対策についてお伺いいたします。

兵庫県たつの市の小学生が、市長に学校の登下校時の暑さ対策について手紙で直訴して、要望が実現したという内容がテレビニュース番組で放送されたのを見ました。市長に投書したのは、昨年7月、小学5年生の児童です。内容の一部を紹介します。「毎日とても暑いです。ランドセルがすごく重く、ふらふらします」。暑い時期にランドセルを背負い、歩いて登下校するつらさを書き連ね、「ランドセルの重さを量ったら、約5キロあった。学校までの距離は約2.4キロ」などと客観的な数字を述べた上で、空調ベストや頭が影になる大きな帽子をみんなに配るようお願いをした。投書は匿名であったが、送り主の在籍する学校が分かり、これを読んだ山本市長は、市内の全児童生徒に冷感タオルを配るよう指示、自ら同校を訪れて冷感タオルを届けられました。その後、教育委員会から、子供たちのこうした悩みを聞くとともに、商品化のリクエストを受けた地元にある大手のかばんメーカーが着手していた軽量保冷剤付きの「ひんやり背あてパッド」の開発を加速させ、今年の春から発売されております。市はこの製品も配付を決定し、市内の小学校の約3,800人の全児童に配付をされました。

この製品は、従来の背当てパッドよりひんやり感が増すように素材や仕組みが工夫され、軽量化になって、重さは保冷剤2個を含めて168グラム、気温36度で約1時間冷たさが保たれるようになっております。今説明しました商品が、この商品でございます。この商品をかばんの、

背の部分にひもがあるので、これでセットして、これが保冷剤です。保冷剤をこのポケットに入れて、これは冷凍しておくわけです。この冷凍したのをセットして入れて、学校へ背負って通う。また、帰りについても、これは後で教育委員会の方も分かれたみたいですが、冷凍が解けて、帰るときは効果が薄いということで、急遽、各小学校に家庭用の冷凍庫を購入されて、そこに冷凍しておいて、帰るときにそこから出して、児童が自らこのポケットに入れまして、それをつけて帰っているという商品でございます。

三次市内の子供たちに登下校のときの状況を聞いたら、暑くてしんどいと話してくれました。また、三次市内の小学生の中にも、約2.5キロを歩いて登校している子供もいます。登校時にランドセルを背負った背中が汗で濡れて不快な思いをして授業に入るより、少しでも気持ちよく授業に入れたら、子供たちもうれしいと思います。

三次市において、最近の気温は、2023年7月、30度以上が20日間、そのうちの最高気温が37.4度、8月は30度以上が28日間、最高気温37.5度。2022年、昨年でございますが、30度以上が25日、最高気温は37.6度、8月は30度以上が27日、最高気温が36.0です。このように近年、大変な高温になっております。ちなみに、1991年から2020年の平均気温は、7月で30.6度、8月で32.1度となっております。これは三次市の気温でございます。

三次市においてもランドセル用保冷剤つき背当てパッドを市内の小学生の児童全員に配付できないかお伺いいたします。

(教育次長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇次長。

[教育次長 宮脇有子君 登壇]

○教育次長(宮脇有子君) 熱中症の予防については、環境省と文部科学省が学校現場における熱中症対策の推進に関する検討会を開催し、学校において実際に行われている熱中症対策の事例や判断の参考となる事項について、調査やヒアリングを踏まえて、学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引を作成し、令和3年5月に通知しています。本市では、これを基に県教育委員会が作成した学校における熱中症対策ガイドラインに沿って対策を行っており、各学校が作成した危機管理マニュアルにも熱中症の予防や発生した場合の適切な対応等を定め、安全管理及び指導を行っております。

登下校時の暑さ対策については、児童生徒自らが体調管理を行うことができるよう、日傘やネック冷却、帽子の着用や水分補給、また、体調不良時の対応に関する適切な指導を繰り返して行っております。議員御提案のランドセル用保冷パッドについても、今後の対策の参考とさせていただきます。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 参考にしていただくということですが、兵庫県たつの市の教育課の職員の方に電話でお聞きしたところ、夏場の登下校時に一緒に歩いてみて、子供の気持ちが分かっ

たと言われていました。先ほどの県からのマニュアルは多分、担当者は実際歩いてみられたことはないと思います。今年はこのような時期で、もうすぐ秋にはなりますが、ここで申し添えておきますが、たつの市では、背当てパッドをしてみて分かったこと、先ほど冷凍が解けて冷蔵庫を急遽買ったということでございますが、最初の中学校のエアコン整備の質問でも言いましたが、三次市教育大綱基本目標の中に、活力と信頼の学校づくりの中で安全・安心が保障され、また、児童生徒にとって充実した教育活動となるように必要な環境整備を行いますとあります。近年の猛暑を考えると、熱中症対策にもなり、子供の安心・安全につながると思います。未来の宝の子供たちに対して、今後、導入について前向きに考えていただきたいと申しまして、次の質問に移らせていただきます。

次の大項目3、学校トイレの洋式化についてお伺いいたします。この質問については、先日、同僚議員が同じ質問をされておりますが、確認の意味を含めまして再度聞かせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今や各家庭や民間施設のトイレは洋式がほとんど当たり前の状況になっております。児童生徒が安心して快適に過ごせる教育環境を整えるため、国と地方が連携をしてトイレの洋式化を進めてきております。その結果、文部科学省の調査では、2016年に43%だった公立学校での洋式率が、2020年には57%になっております。そこで、(1)洋式化の現状について、現段階での設置数をお聞きしたいと思います。

(教育次長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇次長。

[教育次長 宮脇有子君 登壇]

○教育次長(宮脇有子君) 市内の小・中学校のトイレの総数は、令和5年5月1日現在で911基です。そのうち、洋式トイレは439基で、洋式トイレの設置率は48.2%でございます。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) ありがとうございます。続きまして、洋式化率の内容を受けて、(2)の洋式化計画についてお伺いします。2025年度までの目標計画はどのように考えておられるのか。先日の同僚議員の答弁に対して、考えておられないという答弁だったのですが、再度、確認の意味を込めて質問させていただきます。

2020年12月、国土強靱化の中長期目標のうち、小・中学校のトイレ洋式化率の達成時期について、当時の2030年から5年前倒して25年までに95%を達成するようになっております。学校トイレの改修に利用できる費用としては国庫補助金、先日も宮脇次長がおっしゃったとおり、7,000万円を上限に3分の1を補助するという学校施設環境改善交付金や、避難所となる学校体育館トイレのバリアフリー化などに活用できる、先ほどの体育館のエアコンについても言いましたが、緊急防災・減災事業債制度があります。三次市において、文部科学省の交付金や総務省の事業債を利用した計画をされているのか、今後どのように計画をしていかれるのかお聞

きいたします。

(教育次長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇次長。

[教育次長 宮脇有子君 登壇]

○教育次長(宮脇有子君) 学校トイレについては順次洋式化を進めており、昨年度は令和2年度から実施していた八次小学校のトイレ改修工事が完了いたしました。今後は、喫緊の課題である学校施設の老朽化対策とともに、学校の改築や大規模改修工事の際には、トイレの洋式化を基本として、教育環境の改善に取り組んでまいります。また、体育館については、災害発生時に避難所として学校内外の様々な人々が利用することから、引き続き洋式化を進めていくことが必要であると考えております。先ほど御紹介いただきました文部科学省の交付金でありますとか総務省の緊急防災・減災事業債についても、他の事業との調整が必要なことから、関係課と連携して検討してまいりたいと考えております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 順次していくということですが、新型コロナウイルスを始めとする感染症対策が重要になる中で、洋式化は衛生面においてもメリットが大きいと言われて、トイレのメーカーのTOTO総合研究所が行った学校トイレ内の大腸菌汚染度調査では、1平方センチメートル当たり的大腸菌数は、和式便器周りは820CFU、このCFUというのは生きている菌の数でございます、であったのに対して、洋式便器においては僅か5CFUで、和式便器に近い床でも多くの大腸菌が検出されております。

また、「トイレがつくるユニバーサルなまち」の著者であります山本耕平さんは、学校トイレが抱えてきた問題として、家庭ではほとんど洋式化が当たり前になっている環境に対して、学校のトイレは和式が多く、慣れない子供たちは、便意を催さないよう朝食を抜いたり、給食を食べなかったり、排便を我慢したりすることで、体の成長や健康面でも大きな問題があると言われております。

また、川崎市の小学校の校長は、洋式トイレ改修後はきれいで明るくなり、家庭と同じ雰囲気になったことで、児童たちは安心して個室で大便ができるようになった、また、他の中学校においては、朝食をしっかりと食べてくるようになって、生徒の集中力が増しましたと効果を実感しておられます。

いろいろと予算の関係もあると思いますが、三次市においても、子供たちにとって何が一番大事かを考えていただき、目標を立てて洋式化を進めていただきたいとお願いを申しまして、次の大項目4、医療的ケア児及び重度障害児支援についてお伺いいたします。この質問につきましては、昨年12月議会でも質問をさせてもらっております。

たんの吸引や人工呼吸器などが日常的に必要な子供とその家族を支援する医療的ケア児支援法が2021年9月18日に施行されて、約2年が経過します。在宅生活の19歳以下の医療的ケア児

は全国で2万人いるとされ、三次市においても、昨年お聞きしたところ、7人がおられると答えていただいております。在宅でケアする家族が10年間で約10倍になっていて、家族の負担は想像以上に重く、この悩みは切実でございます。

この議場の中の皆さんや、視聴していただいている市民の皆さんの中にも見られた方がおられると思いますが、8月17日午後6時からの放送だったと思いますが、RCCテレビ放送の「イマナマ!」という番組で、三次市内の医療的ケア児の家族の様子が生放送され、テレビを見た方から反響が多くあったようでございます。また、広島県の障害者支援課の担当者もそのテレビを見られて、医療的ケア児の家族の大変さを認識されたようです。

支援法では、居住地域にかかわらず、等しく適切な支援をすることが国や自治体の責務であると明記されました。公明党の県会議員も、3年前から相談拠点の整備を、議会質問を通して、やっと今年の7月31日、東広島に待望の広島県医療的ケア児支援センターが開設されました。

そこで、中項目（1）の広島県支援センターとの連携についてお聞きしたいと思います。

小項目、今後の取組について。支援センターでは、医療や教育など、保護者から様々な相談に応じるほか、自治体や学校、医療機関などと連携をし、迅速な支援につなげるほか、関係者向けの研修会を開催し、啓発活動にも力を入れると話しておられます。市の担当者は既に広島県障害者支援課の説明を受けておられると思いますが、三次市としては、支援センター開設に伴って、今後どのようにして支援センターや医療的ケア児や重度障害児の家族と連携をしていられるのかお伺いいたします。

（福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 立花福祉保健部長。

〔福祉保健部長 立花周治君 登壇〕

○福祉保健部長（立花周治君） 令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、その法律に基づき、広島県では今年7月に、先ほど議員おっしゃられました広島県医療的ケア児支援センターが開設されました。同センターは、医療的ケア児やその家族が地域の中で安心して生活できるよう、様々な相談を受ける窓口となります。医療的ケア児支援センターでは、スタッフが医療的ケア児とその家族や医療的ケアが必要な方と関わる支援者、また行政担当者からサービスの利用の相談等を受け、その相談内容に応じて各市町の相談窓口や関係機関などと連携を図るとともに、医療的ケア児支援センターと行政、関係機関が連携して支援をしていく流れとなっております。

（15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 黒木議員。

〔15番 黒木靖治君 登壇〕

○15番（黒木靖治君） 次の、小項目イの関係部署との連携についてお伺いしたいと思います。

支援センターが開設したことにより、市役所の内部の関係部署や医療機関、特別支援学校、福祉事業所など関係機関との連携をどのように考えておられるのか。例えば、ネウボラみよしは妊娠期から18歳までワンストップで支援してもらえる、三次市のすばらしい制度だと思えます。

また、令和4年3月1日に、子育て支援課内に子ども家庭総合支援拠点が開設されています。この支援拠点は、18歳までの全ての子供とその家族、妊婦等に対して、専門相談員が相談に応じます。また、安心して家庭で育児できるよう、ネウボラみよしや関係機関と連携した支援体制を取り、それぞれの家庭に合ったサポートを行いますとありますが、医療的ケア児や重度障害児の家庭には、保健師などの支援がほとんどされていないと保護者の方が言われています、ほとんど回ってこれないと。一般の健常な子供さんに対しては一生懸命されるようですが、私たちは阻害されていると、そういう話をさせていただきました。その話も併せて、関係者とどのように連携していかれるのか、再度お伺いいたします。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花部長。

[福祉保健部長 立花周治君 登壇]

○福祉保健部長(立花周治君) 先ほど御説明しました医療的ケア児支援センターからの市への連絡であるとか相談につきましては、相談内容によって関係部署への連携、問合せが多くなるというふうに想定もしております。その際、どの窓口にも相談があっても、関係する部局等で情報を共有し、相談された方の支援に向けて調整を行ってまいります。しかしながら、福祉サービスや保育や学校の受入れなどで、相談者のニーズに沿うことができないことも想定されることから、単市のみでなく広域的な連携が必要となるとも思われます。

本市では、障害をお持ちの子供の保護者に対して、成長とともに子供の状況や利用したサービス等を記載できるサポートファイルを希望される場合にお渡ししております。庁舎内の各部署のみならず、他市町の事業所等を御利用いただく際にもこのサポートファイルを活用いただき、対象児童の情報等を記入しておいていただくことで、どこでも情報を共有して支援につなげることができるという取組も行っております。相談時において子供さんの状況や情報の共有が必要となりますので、このサポートファイルの活用についても啓発を行い、本市の内部の連携や福祉事業所との連携にもつなげていくように考えております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) ぜひともしっかりと連携して対応していただきたいと思います。今まで、医療的ケア児や重度障害児の家族の方は十分な支援が受けられず、大変な思いをして子供さんを育ててこられました。関係者の皆様もいろいろと、障害があるがゆえに多様に御苦労があると思いますが、本人や家族に寄り添った対応をよろしくお伺いいたします。

それでは、次の中項目(2)の市立三次中央病院レスパイト事業についてお伺いいたします。

小項目、取組状況と課題について。昨年の12月定例議会で一般質問をしたときに、立花部長は「短期入所としての設置をしているもので、緊急時の入所の受入れは行っていません。また、土日については、受入れ体制の課題もあり、行っていません」と答弁をされました。一般質問してから約9か月が経過していますが、その質問に対する課題について、その後、どのような

取組をしてこられたのか、少しでも前に進んでいるのか、取組状況及び利用状況と課題についてお伺いいたします。

(市民病院部事務部長 片岡光子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 片岡市民病院部事務部長。

[市民病院部事務部長 片岡光子君 登壇]

○市民病院部事務部長(片岡光子君) 市立三次中央病院における医療型短期入所の利用状況をまず御説明いたします。

令和4年度は、日帰り利用19回、1泊2日19回の利用となっています。令和5年度7月末時点では、日帰り4回、1泊2日13回の利用となっております。これまで、令和2年10月の日帰り利用の受入れから開始しまして、令和3年3月に1泊2日を開始いたしました。令和3年10月に、宿泊後の退所時間を10時から16時に延長するなど、利用者の方の御意見を頂きながら取組のほうは進めております。しかしながら、依然としまして看護師確保の課題がございます。土日の利用や宿泊の延長対応はできていないところでございます。利用される御家族の御意見を頂きながら、利用者とその御家族が地域で安心して暮らしていけるように、また、利用者の方との意見交換、医師、看護師、事務職も含めまして、意見交換会も予定しております。そういった中でしっかりとお話を伺いながら、できる限り取り組んでいきたいと思っております。

(15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 黒木議員。

[15番 黒木靖治君 登壇]

○15番(黒木靖治君) 今、部長のほうからしっかり取り組んでいかれるという返答がございましたが、利用者の方は平日のみの1泊2日では利用しにくいという、特に働いている保護者の方についてはなおさらなことがございます。しかも、予約が1か月前からの予約ということで、詰まっていたら、ベッドがいっぱいだったら自分で次の受入先を探さなければならないと言われております。それについても、ぜひ体制整備についてお願いしたいと思います。

医療的ケア児、重度障害児の家族の方は、現状に大変失望されております。医学の進歩によって、今まで助からなかった命が助かるようになったのに、命を救ってくれた病院が、病院の都合で医療ができないというのは矛盾するのではないかと思います。幼い子供が救われたのに、それに対応してもらえないという、その当事者である家族の方の悲しみ、つらさ、憤りはどのようなものかよく考えていただきたいと思っております。何のための、誰のための病院でしょうか。

病院長のリーダーシップがあれば、ある程度のことは、私はできると思っております。市役所においては市長のリーダーシップ、議員は議決権しかありません。ですから、病院長がしっかりと、断固とした考えを持って対応していただければ、100%とは言いません、ある程度は解決できる問題もあると思っております。いろんな話を聞きます。先日も同僚議員が、看護師が少ないということも言われました、辞めていかれると。それも病院に原因があるのではないかと私は考えております。対応、待遇面、いろいろな問題が絡まって、若い看護師が辞めていく、それでは何のための病院か。院長のための病院ではないと思っております。市民のため、病気をされてい

る方のための病院だと考えます。ぜひともその点をよく考えていただいて、今後の取組をしていただきたいと思います。

それでは最後に、令和3年12月、令和4年12月、今回で3回目になりますが、東京大学大学院バリアフリー教育開発研究センター長の小国喜弘教授のインタビューで、障害の捉え方には、大きく医学モデルと社会モデルの2つのモデルがあると言われています。医学モデルは個人モデルとも呼ばれ、障害者が生活上で様々な困難に直面するのは、その個人に障害があるからだと思われ、克服するのはその個人や家族の責任だとする考えです。一方の社会モデルとは、障害者が直面する制約や困難とは、社会環境や制度、ルールなどが障害のない人、多数派の都合に合わせてつくられていることによって生じているものであり、その障壁を取り除くのは多数派側の社会的責任であるという考えです。少数派の人々を含む誰もが暮らしやすい共生社会をつくる一歩がこの社会モデルにあると言われ、実は、この社会モデルの視点に立つと、社会の障壁を感じているのは、障害者と呼ばれる人だけではないという事実に気づくことができます。

貧困家庭や新規入国した外国人、ひとり親家庭や特定の宗教・文化的習慣を持つ人など、多様な差異が人々の間にあって、それぞれの立場で感じている障壁があるのです。インクルーシブな教育、社会といっても、1つの理想の形やゴールが決まっているものではありません。どうしたら共に生きていけるかと問いを絶えず繰り返しながら進む、その現在進行形の過程の中に真のインクルーシブも存在するのではないのでしょうかと言われております。

三次市では、市民によるまちづくりワークショップを開催され、三次市の将来像や実現に向けた取組などが話し合われ、第3次三次市総合計画の策定に活かされております。今紹介しました社会モデルの考えを第3次三次市総合計画の策定に取り入れることができるなら、参考にしていただきたいと思いますとお願いを申し上げます。私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） 以上で一般質問を終わります。

お諮りいたします。

明日から10月1日までの24日間、委員会審査等のため本会議を休会することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、明日から10月1日までの24日間、委員会審査等のため本会議を休会することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。各委員長から配付の委員会審査日割表のとおり、委員会を開催する旨、申出がありましたので御確認ください。

三次市議会では、明日からの常任委員会をケーブルテレビで中継いたします。明日8日金曜日は総務常任委員会、来週11日月曜日は教育民生常任委員会、12日火曜日は産業建設常任委員会、再来週19日火曜日から29日金曜日まで予算決算常任委員会の審査状況を生中継いたします。放送開始はいずれも10時を予定しております。皆様、どうか御覧いただきますようよろしくお

願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前11時 6分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年9月7日

三次市議会議長 山 村 恵美子

会議録署名議員 藤 岡 一 弘

会議録署名議員 横 光 春 市